



福岡医発第 3082 号 (地)
平成 28 年 2 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

平成 28 年次会計検査院実地検査における指摘内容について

今般、福岡県保健医療介護部医療保険課より別紙の通り平成 28 年次会計検査院実地検査における指摘事項の内容について通知がありました。

指摘内容については、例年、県医報への掲載、特別養護老人ホーム等の講習会にて周知するとともに、算定誤りがないよう注意喚起していますが、類似する内容の指摘が例年行われております。

つきましては、今回の指摘内容につきまして、会員各位へ周知徹底方お願いいたします。

なお、本件につきましては、福岡県医報 3 月号に掲載予定でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

平成28年1月実施

1 初診料・再診料等（配置医師）について

特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等の入所者に対して当該施設の配置医師が診療を行った場合は、特別な必要があって行う診療を除き、初診料、再診料及び特定疾患療養管理料等を診療報酬として算定できないこととされているが、特定の医療機関において、指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、特別の必要があって行う診療以外の外来診療に係る再診料等を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

2 療養病棟入院基本料（患者の医療区分判定疑義）について

特定の医療機関において、療養病棟入院基本料の医療区分の評価に当たり、日数制限がある項目（24時間持続して点滴を実施、せん妄に対する治療を実施など）について制限日数を超えて連続して該当するものとなっているなど、医療区分の評価の実態について疑義のあるものが見受けられたもの。

3 入院基本料等加算（療養環境加算 算定対象外病室）について

特別の療養環境の提供に係る病室に入院している患者に対して、療養環境加算を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

4-1 在宅医療料（在宅時医学総合管理料 在宅療養支援診療所）について

機能強化型在宅療養支援診療所（機能強化型在支診）が月に2回以上の訪問診療を行っている場合には、高い在宅時医学総合管理料（在総管）等を算定できるが、特定の医療機関において、過去1年間に一定以上の緊急往診及び看取りの実績を有するなどの機能強化型在支診の施設基準を満たしていないのに高い在総管等を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

4-2 在宅医療料（在宅療養実績加算 算定疑義）について

在宅療養支援診療所が過去1年間に一定以上の緊急往診及び看取りの実績を有している場合には、在宅療養実績加算を加算するとされているが、特定の医療機関において、当該施設基準を満たしていないのに加算しているのではないかとの疑義があったもの。

5-1 リハビリテーション料（発症の繰り返し）について

特定の医療機関において、運動器リハビリテーション料を算定している患者について、対象疾患の発症から 150 日以内に新たな対象疾患が発症することを繰り返しており、当該リハビリテーション料の算定要件を満たしているかについて疑義のあるものが見受けられたもの。

5-2 リハビリテーション料（標準的算定日数超えの算定）について

特定の医療機関において、継続理由等の記載なしに脳血管疾患等リハビリテーション料に係る標準的算定日数 180 日を超えて当該リハビリテーション料を算定しているのではとの疑義があったもの。